

兵高教組 臨時教職員ニュース

第2号 2009年4月28日
兵庫県高等学校教職員組合
電話：078-341-6745
http://www.hyogo-kokyoso.com

国・県が常勤講師を雇用保険から排除 失業に対するセーフティーネットを奪う暴挙 高教組が県教委に緊急要求

県教委は、2007年10月より、常勤講師等に雇用保険をかける措置をとりました。ところが、厚生労働省の理不尽な指導もあり、3月に県教委は、過去にさかのぼって雇用保険をかけたことを、なかったものとするという決定をしました。

これは、雇用保険という労働者にとって極めて重要なセーフティーネットを唐突に奪う暴挙であり、失業給付を受け取ることができるという期待権を踏みにじる、「信義則」に反する違法行為です。

雇用保険と「失業者の退職手当」

公務員は雇用が安定しているという理由から、原則として雇用保険法が適用除外になっています。しかし、失業の恐れの高い常勤講師等については、従来、雇用保険に代わる制度として「失業者の退職手当」という制度を適用してきました。

ところが、2007年の雇用保険法の改悪に伴って、「失業者の退職手当」の受給要件が勤続6月から12月に延長され、地公法の関係で年度の間に「空白の1日」がある常勤講師は、勤続12ヶ月とみなされないため、「失業者の退職手当」の受給資格を失いました。

そういう事態を受けて、2007年10月より県教委は常勤講師に雇用保険をかける措置をとりました。

不当な厚生労働省の「指導」

厚生労働省は、県教委のそういう対応を受け入れていたにもかかわらず、昨年の秋以降、県教委の対応は間違っていると「指導」。県教委もその圧力に屈して、過去にさかのぼって雇用保険をかけたことを、なかったものとするという決定をするにいたりしました。

失業した人に救済措置を

雇用保険は、労働者にとって重要なセーフティーネットです。雇用保険を1年以上にわたってかけてきたのに、過去に遡ってなかったものにするなど、行政としては考えられない暴挙であり、「信義則」に反するものです。

過去の判例も、「自己の過去の言動に反する主張をすることにより、その過去の言動を信頼した相手方の利益を害することが許されないことは...法の根底をなす正義の理念より当然生ずる法原則」とされ、「相手方の生活ないし信頼の保護の見地からは、取り消しの制限やその他の救済手段が求められるのである」(『注解法律学全集7 国家賠償法』青林書院)とされています。

この3月に失業した常勤講師に対して、救済措置を講じることは、最低限の行政の責務です。

条例改正を

今年度以降については、常勤講師を「失業者の退職手当」の受給対象にするように、6月県会で条例を改正することを高教組は強く要求しています。

毎年、合格者続出！誰でも、ご参加いただけます。 兵高教組の採用試験対策講座

第2回 基本講座



120人以上集まった昨年の講座

5月16日(土)

13:30~16:30

生田文化会館大ホール

採用試験Q & A、合格体験談、面接試験・傾向と対策、ロールプレイング練習、臨時教職員の賃金と権利 など

特典：参加者には、採用試験の過去問と、最新の「面接試験傾向と対策パンフ」進呈！

資料代300円

合格に役立つ情報てんこ盛り

組合の強みは、職場のネットワーク。合格者と職場の臨時教職員からの情報を元に作る「傾向と対策パンフ」は、高教組にしか作れない貴重な情報源。また、アンケートに寄せられた採用試験に関する疑問については、県教委から回答を得て、お知らせします。

青年教職員の交流の場に！

毎日多忙な中で教採準備を続けるモチベーションを維持するのに、仲間との励まし合いは不可欠。合格体験や、ロールプレイング練習の中での交流は、あなたを支えてくれるはず！

企画・運営を青年教師が行うので、親しみやすい講座です。是非、ご参加下さい。

第3回 地区別面接練習講座

日時：6月下旬から7月上旬にかけて
場所：阪神地区、神戸地区、東播地区、中西播地区、淡路地区、但馬地区など(予定)
決まり次第お知らせします。

内容：毎年、満員御礼の集団面接対策講座。
グループに分かれて、みっちり、練習します。

疲れたあとには、お楽しみも.....

2つの臨時教職員アンケートにご協力下さい

採用試験対策アンケート

昨年度採用試験を受けた人に、面接試験等の内容を報告していただくと共に、採用試験に関する疑問や要求を寄せていただくアンケートです。

ご協力いただいた方には、アンケートを元に作成した、「傾向と対策パンフ」を進呈します！

臨時教職員黒書アンケート

「こんな働き方許せない！」という、皆さんの思いや、要求をお寄せ下さい。昨年度も、このアンケートが要求実現の大きな力になりました。

当事者が声を上げることが、要求を実現し、待遇を改善させる重要な一歩です。

